

高齢者救急通報システム利用確認書

もれなく☑チェックをしてください。

設問 1	申請書に記載ある病名は（脳血管疾患、心疾患、呼吸器疾患等）の慢性疾患で、急激な変化（発作等又は不安定な状態）が予測され、常時注意を必要としている病気と主治医に診断されていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ (貸出不可)
設問 2	病状が急変した場合に、緊急搬送が必要ですか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ (貸出不可)
設問 3	病状が急変した場合に、本人又は家族が119番通報（救急要請）できますか。	<input type="checkbox"/> はい (貸出不可)	<input type="checkbox"/> いいえ
設問 4	上記の疾患が原因で、搬送されたことはありますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

※ 救急通報システム事業では、生命の危険を伴う慢性疾患（脳血管疾患、心疾患、呼吸器疾患等）を想定しています。歩行障害、骨折、易転倒性の疾病、認知症、精神疾患等は、対象外です。

年 月 日

立川市長 殿

上記の質問に正しく回答し、以下の事項を確認しました。

対象者署名

(代筆可)

印

もれなく☑チェックをしてください。

- 救急通報システムを利用するために、利用者宅の鍵2本を事業者に預けること。
- 停電時には、通報できないこと。
- 緊急通報を発した場合は、関係機関の者が住宅内へ立ち入ること。
- 緊急時に関係機関の者が住宅内に立ち入る際、住宅等の一部に破損が生じても修復責任を問わないこと。
- 今後、この申請に関して、定期的に市職員が利用者及び利用者の世帯の住民基本台帳、所得状況等を公簿等により調査すること。
- この申請に関わる者の氏名、住所、世帯状況、死亡、転出、転居等の変更がある場合には届け出ること。
- 利用者の責めに帰すべき理由により、貸与した機器が故障、破損、紛失等した場合は、弁償すること。